

令和2年度 第6回大島区地域協議会
「出張地域協議会」
次 第

日 時：令和2年11月27日（金）
午後6時30分から
場 所：大島若者交流会館
2階 多目的ホール

開 会

1 報 告

- (1) 大島農業実習交流センターの再配置について 資料No.1
- (2) 令和2年度冬期道路交通確保除雪計画について 資料No.2-1、2-2
- (3) 地域協議会会長会議の概要について 資料No.3

2 その他

- (1) 第7回地域協議会の開催日について
【開催日：___月___日、開催時間：___時から】
- (2) その他
・令和3年上越市新年祝賀会の開催について 資料No.4

閉 会

【意見交換会】

大島農業実習交流センターの再配置について

○市の対応方針

- ・貸付け又は譲渡

(対応の内容)

- ・大島農業実習交流センター（以下、「施設」という。）は、公益財団法人大島農業振興公社（以下、「公社」という。）が専ら使用している実態を踏まえ、令和2年度末をもって、設置目的での利用を取りやめ休止とし、事務室等の使用は、引き続き公社への行政財産目的外使用許可により継続する。

1 施設の概要

- ・所在地：大島区牛ヶ鼻 2649
- ・設置年度：平成7年度
- ・設置目的：花や野菜の栽培方法や稲作栽培など農業体験の場を提供することにより、市民及び都市住民が農業への理解を深めるとともに、お互いの情報交換や交流の場とする。
- ・構造等：鉄骨造2階建 延床面積：302.58㎡
- ・補助事業名：中山間地域農村活性化総合整備事業
- ・事業費：89,976,000円（補助率：国55%、県20%）
- ・施設運営：直営（委託先：公益財団法人大島農業振興公社）

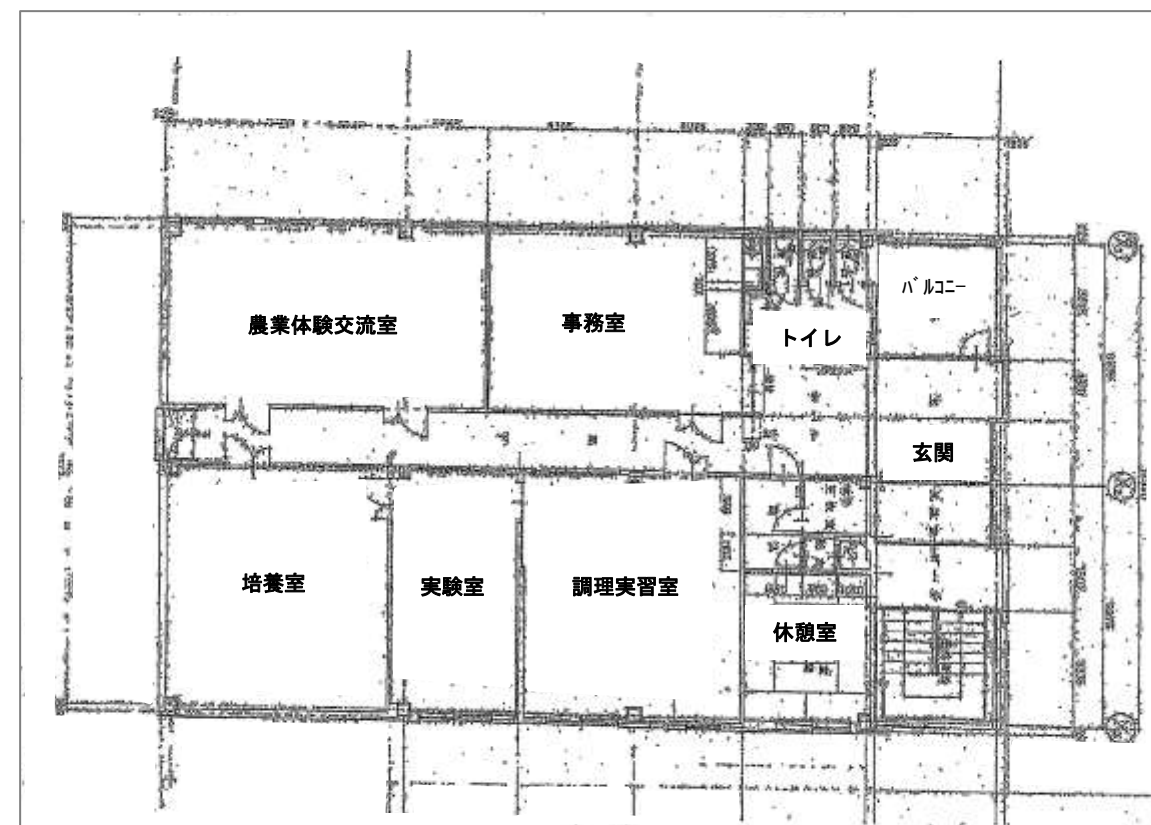
2 公社との協議経過等

年月日	協議等の内容
令和元年10月16日	公社理事長及び職員と面談し、施設の利用実態を踏まえ令和2年度末をもって施設を休止することについて説明し、意見交換を行った。理事長からは、市の考えに理解をいただいた。また、施設の休止後も、事務室等を公社で使用する意向を確認した。
令和元年12月5日	公社理事会において、令和2年度末をもって施設を休止することについて説明し、了解を得た。
令和2年8月3日	令和2年6月26日に理事長の交代があったことから、新理事長と面談し、前年度に了解を得た施設の方向性について説明し、了解を得た。

3 施設休止後の管理方法

休止とした施設の事務室等を、引き続き公社へ貸し付ける。なお、施設使用に係る維持管理費は公社負担とする。

【参考】施設平面図



令和 2 年度 冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市

目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
	（1）車道除雪	2
	（2）歩道除雪	6
	（3）狭隘道路（日中）除雪	8
4	消融雪施設	9
5	雪捨て場	10
6	市民への情報提供と協力依頼	10
7	関係機関との連携	11
8	共助による地域除雪の支援	11

1 除雪基本方針

当市は、県内でも降積雪が多い地域であり、昭和36年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」において市内全域が豪雪地帯に、さらに昭和45年に特別豪雪地帯の指定に関する改正が行われ、現在では市域のほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

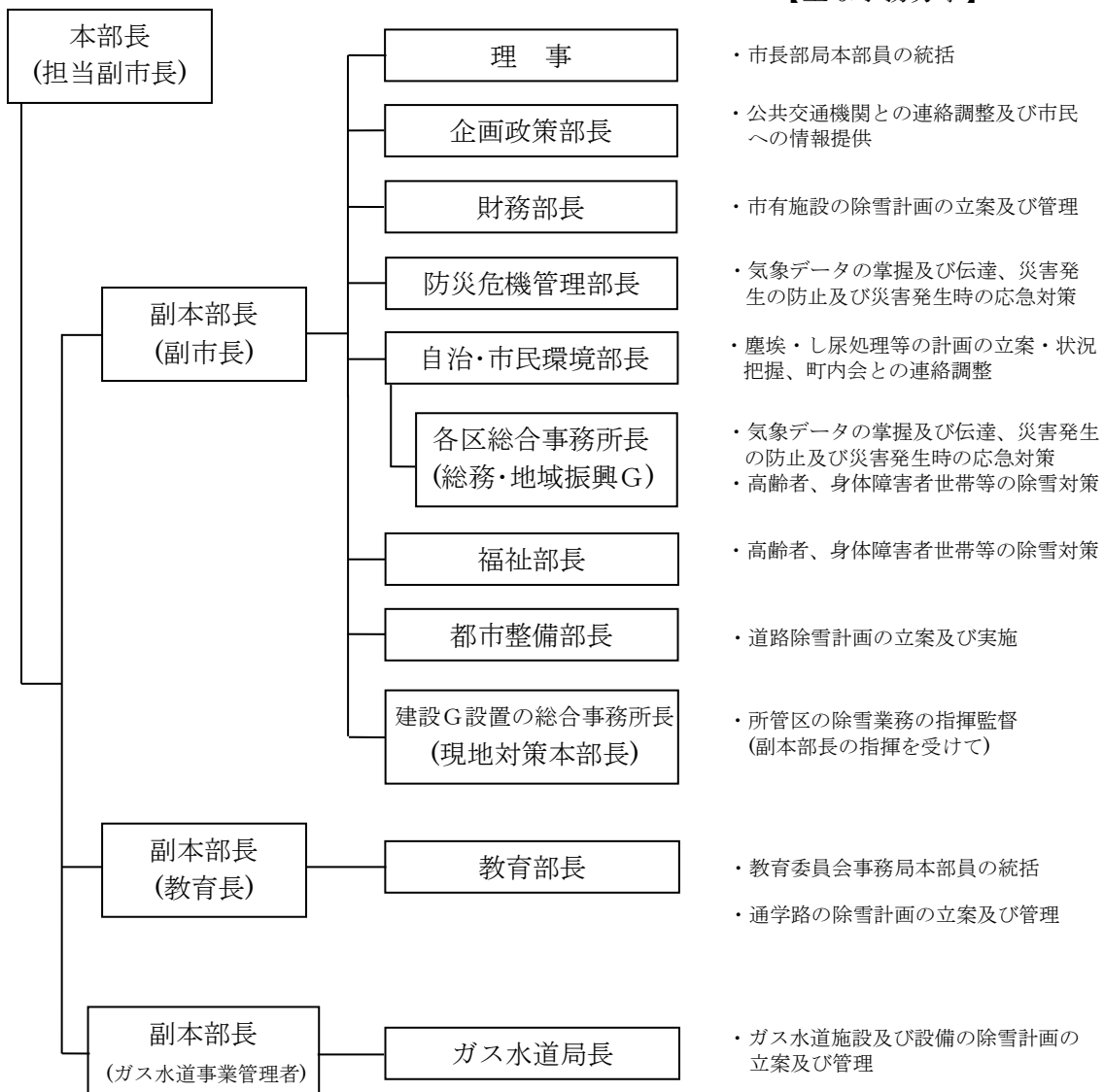
本計画は、市民の日常生活や経済活動を維持するため、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的かつ効果的な除雪作業を実施し、冬期間の道路交通の確保に努めることを基本方針とします。

2 体制

12月1日から翌年3月31日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

なお、災害対策本部が設置された場合は、その指揮下に入ります。

【主な事務分掌】



3 除雪実施計画

(1) 車道除雪

① 車道除雪について

令和2年度の上越市の車道除雪延長は、約1,765kmになります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

② 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路のほか、一定の交通量がある地域内幹線道路、地区内の重要路線、生活道路（通勤・通学道路）などで、機械による除雪が可能な路線を除雪します。

③ 除雪延長

令和2年度の車道除雪延長は、次のとおりです。

車道除雪延長

(単位：km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	118.21	147.20	414.42	106.35	786.18	961.92	81.7%
安塚区	0.75	6.46	43.86	20.94	72.01	191.81	37.5%
浦川原区	0.00	13.52	52.30	7.47	73.29	132.89	55.2%
大島区	0.00	12.68	19.43	1.17	33.28	93.76	35.5%
牧区	0.00	14.67	29.18	27.58	71.43	134.64	53.1%
柿崎区	8.82	43.94	29.48	43.92	126.16	175.51	71.9%
大潟区	1.63	25.09	39.91	14.69	81.32	149.56	54.4%
頸城区	7.44	47.31	47.86	4.00	106.61	177.52	60.1%
吉川区	0.77	25.03	36.80	23.04	85.64	148.83	57.5%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.98	65.24	4.42	96.64	199.69	48.4%
清里区	2.99	18.18	19.25	8.96	49.38	153.65	32.1%
三和区	1.87	27.22	30.42	40.39	99.90	129.01	77.4%
名立区	0.00	20.12	11.24	8.68	40.04	81.91	48.9%
合計	142.48	448.74	851.13	323.06	1,765.41	2,825.96	62.5%

④ 除雪路線区分

道路除雪は「車道除雪路線区分表」のとおり路線の優先順位を規定し、効率的な道路の除排雪作業を実施することで、道路交通の確保を図ります。

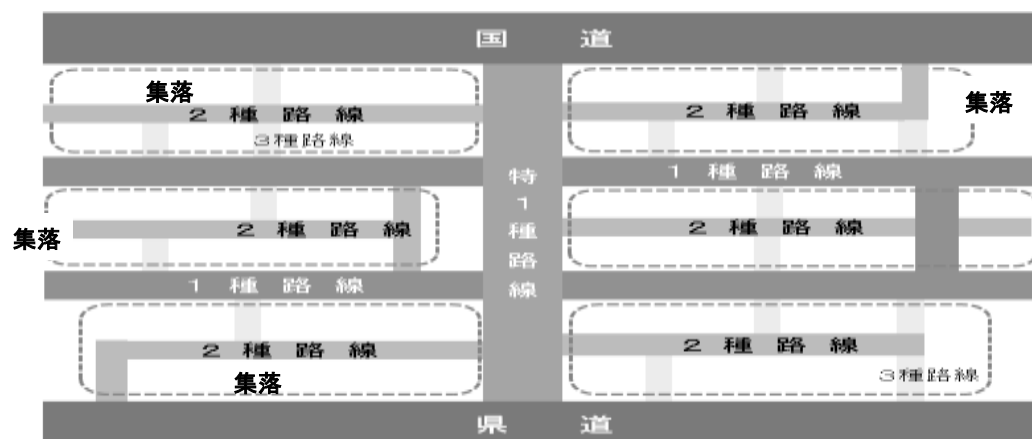
車道除雪路線区分表

区 分		路 線	除雪目標
特 1 種 路 線	重点 路線	<ul style="list-style-type: none"> ・救急指定病院や消防署周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線 ・上越妙高駅周辺道路や車両が集中する市街地の道路で高水準の除排雪管理が必要な路線 	常時の交通確保路線として、通常降雪時及び異常降雪時ともに必要な幅員を終日確保する。
	幹線 路線	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道と接続し同程度の交通量がある路線（都市計画道路など） ・学校、公共施設及び主要バス路線など地域内の幹線道路として機能する路線 	異常降雪時は夜間に支障が出る場合があるが、それ以外は必要な幅員を終日確保する。
1 種路線		<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道及び幹線道路と接続し、朝夕の交通量の多い路線 ・通学路などで道路交通の確保が特に必要な路線 ・集落間を結びその路線を確保しなければ交通が遮断される路線 	必要な幅員確保を原則とするが、異常降雪時は1車線と待避所を設置する。
2 種路線		<ul style="list-style-type: none"> ・県道及び1種路線に接続し、地区内の主要道路であり、地区内住民の他にも利用が見込まれる路線 	異常降雪時は一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保と待避所の設置を原則とする。
3 種路線		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の生活道路で交通量が少なく、主に地区内住民が利用する生活道路（幅員が4m～6m未満） 	異常降雪時は一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保を原則とする。

※ 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとします。

※ 異常降雪時とは、大雪警報発令期間とその後3日間程度とします。

除雪路線イメージ図



⑤ 除雪出動判断基準（通常降雪時）

通常降雪時の除雪作業は、出動判断時刻での積雪深により実施の判断をします。

ただし、当該路線の日中の混雑度や今後の気象予報及び従前の除雪状況等により、一時的に変更する場合があります。また、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの作業完了を目指しますが、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅延することもあります。

除雪出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時刻		2:00、4:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線				10cm 以上かつ 24:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合
1種路線			10cm 以上かつ 12:00 までに、 15cm 以上見込 まれる場合	10cm 以上かつ 17:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	15cm 以上かつ 24:00 までに、 20cm 以上見込ま れる場合
2種路線			早朝除雪を行わ なかった場合 で、15cm 以上		24:00 までに、 25cm 以上見込ま れる場合
3種路線					

※ 上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着に合わせ判断を行います。

【降雪の状況による出動パターン】

- ◆ 午前2時、午前4時共に10cmに達していない場合
全ての路線で除雪は行わない。
- ◆ 午前2時時点では10cmに達していなかったが、午前4時時点で10cmに達した場合には、午前7時までに完了できる路線（上位路線を主とする）を除雪する。残った路線は、通勤・通学後の午前除雪で行う。
- ◆ 一日中降り続けている場合
特1種、1種路線は基準に従い除雪を行うが、2種及び3種路線は可能な限り午後除雪を実施した後、翌日の早朝除雪で対応する。



【3月の出動パターン】

午前2時に積雪が10cmに達しているが、雪が降り止んでおり今後も降雪の気象予報がない場合は、早朝除雪を行わない。

⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑦ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり、今後の降雪状況により著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



⑧ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、交通量が多い路線を中心に凍結防止剤を散布します。

⑨ 地吹雪時の対応

事前に市のホームページで危険箇所の周知を行うとともに、現地に注意看板を設置します。また地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページで周知するとともに報道機関に情報提供を行います。

なお地吹雪発生時には、道路パトロールや除雪業者からの情報のほか、関係機関及び地元関係者と連携を図り、吹き溜りの除去や一時的な通行止めを行い、通行の安全を確保します。

(2) 歩道除雪

① 歩道除雪について

令和2年度の上越市の歩道除雪延長は、約155kmになります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設などで歩行者の多い歩道及び児童が多く通る通学路を中心に、小形除雪車などにより行います。一方、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行空間を確保に努めます。

なお、異常降雪時には、車道を確保するため一時的に歩道を雪置き場とする場合がありますが、その際は、車道を可能な限り拡幅除雪することにより歩行空間を確保します。

④ 除雪路線

通学路や病院、利用者が多い公共施設周辺の歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員2m以上）を除雪します。



③ 除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、積雪が10 cmから15 cmに達したときに除雪を行います。

ただし、通行量や歩道形態等により、これによりがたい場合は個別に対応します。

④ 除雪目標

異常降雪時で通行不能になる場合を除き、歩行空間を確保します。

⑤ 除雪延長

令和2年度の歩道の除雪延長は、次のとおりです。

歩道除雪延長

(単位：km)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	102.96	6.00	108.96	188.30	57.9%
安塚区	2.27	0.00	2.27	9.82	23.1%
浦川原区	1.23	0.00	1.23	2.82	43.6%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	0.0%
牧区	0.05	0.00	0.05	1.14	4.4%
柿崎区	2.35	0.00	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%
頸城区	9.14	0.00	9.14	27.81	32.9%
吉川区	4.26	0.00	4.26	7.31	58.3%
中郷区	0.98	0.00	0.98	3.58	27.4%
板倉区	6.02	0.00	6.02	7.35	81.9%
清里区	5.73	0.00	5.73	8.23	69.6%
三和区	9.62	0.00	9.62	14.34	67.1%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	145.52	9.33	154.85	292.35	53.0%

⑥ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※幅員が狭い歩道は、車道の拡幅除雪により歩行空間を確保します。

(3) 狭隘道路（日中）除雪

① 狭隘道路（日中）除雪について

道路の幅員が狭く（4m未満）通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車道1車線を確保できない、いわゆる狭隘道路は小形除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと雪置き場の確保など一定の条件が整った場合に、早朝除雪終了後の日中に除雪を行います。

② 除雪路線

原則小形除雪車が入る幅員を有している市道について、雪置き場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

③ 除雪出動判断基準

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

③ 除雪目標

異常降雪時を除き、1車線の幅員を確保します。

⑤ 除雪延長 (単位：km)

地区名	延長
合併前上越市	16.95
牧区	0.14
頸城区	0.35
吉川区	1.13
中郷区	0.10
板倉区	2.18
清里区	3.65
三和区	0.90
合計	25.40

⑥ 排雪作業

堆雪により雪置き場にこれ以上雪を置けず、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合、排雪のためのダンプトラックが乗入れできる路線については、排雪作業を実施します。

4 消融雪施設

当市の除雪は機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の市道の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年 12 月から確実に効果を発揮するよう降雪前点検を実施しています。

なお、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合に、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内では、注意報や警報が発令されます。この場合、地下水の節水や削減対策のため、消雪パイプの運転に制限をかける場合があります。

(1) 消雪パイプ

① 延長

令和 2 年度の市道の消雪パイプ延長は、約 73 k m です。

消雪パイプ延長

(単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
24.67	1.63	0.98	0.52	22.21	12.01	8.97	1.69	72.68

※市が管理している消雪パイプは融雪用電力を使用しているため、降雪にかかわらず午後 2 時から 3 時と午後 4 時から 5 時の 1 日 2 回散水を休止します。

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転を制御する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

(2) 流雪溝

① 延長

令和 2 年度の市道の流雪溝延長は、約 17 k m です。

流雪溝延長

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

※河川水を利用するため、水位が低い場合には運転できない場合があります。

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行ってもらうため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5 雪捨て場

市民の方も利用できる雪捨て場を、積雪状況に応じて開設します。雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに雪捨て場を開設します。

なお、開設場所及び時期は市のホームページなどで周知し、開設します。

6 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪を円滑に行うため市民の皆さんに情報提供を行うとともに協力を依頼します。

(1) 道路除雪に対する情報提供

- ① 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に町内会を対象とする除雪会議を実施します。
- ② 広報上越に除雪特集を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- ③ 市ホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ④ 地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに、地吹雪が予想される場合は、市ホームページなどで周知します。

(2) 道路除雪に対する協力依頼事項

○ 車両の適切な駐車

除雪作業の妨げになる路上駐車や歩道を占有する駐車はしないでください。

○ 樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や乗入用鉄板が道路に出ていると重大な事故を引き起こすおそれがあります。また消雪用ビニールホースは絶対に道路に出したままにしないでください。

○ 作業中の除雪車に近寄らない

除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近寄らないでください。

○ 敷地内から道路への雪出し禁止

敷地内から道路へ雪を出すと通行が妨げられ渋滞や事故発生のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根の雪下ろしでやむを得ず道路に雪を下したときは速やかに片付けるようにお願いします。

○ 急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

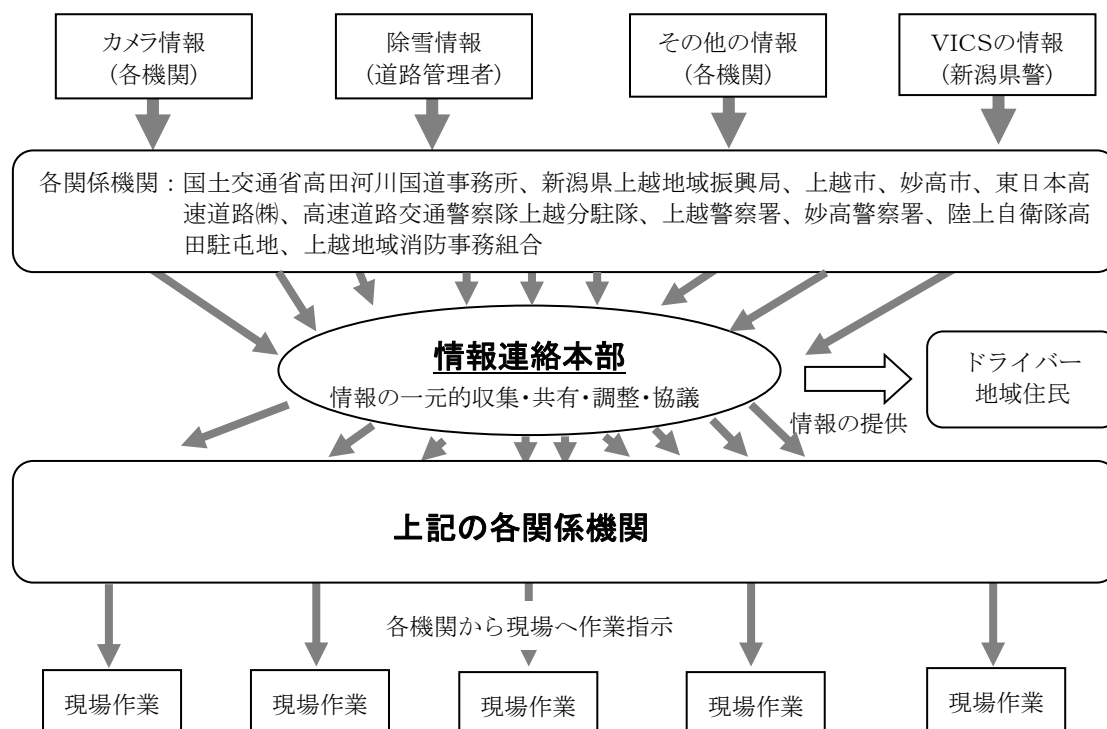
また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○ 玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。

7 関係機関との連携

異常降雪や暴風雪などにより、幹線道路等での除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合には、関係機関となる国土交通省、新潟県、上越市、妙高市、東日本高速道路(株)、新潟県警察、陸上自衛隊及び上越地域消防事務組合の各機関が道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置して連携を図ります。



8 共助による地域除雪の支援

市では地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

(1) 対象者

市道、又は私道の除雪を共同で行う原則5戸以上の団体

(共同で除雪できる範囲に5戸以上ない場合は、5戸未満であっても補助対象になる場合もあります。)

(2) 補助内容

小型除雪機の購入費の40%以内で、1台につき80万円が上限

(申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。)

(3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が13馬力級以上

令和2年度 冬期道路交通確保除雪計画書

令和2年11月

作成 新潟県上越市都市整備部道路課雪対策室

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号